

(公社)日本技術士会中国本部

山口県支部の発足(設置)について

2012年11月24日

公益社団法人 日本技術士会 中国本部
山 口 県 技 術 士 会
(発表者:住居 孝紀)

目 次

1. 概要
2. 県支部設立に関するこれまでの経緯
3. 公益社団法人のメリット
4. 中国本部の県支部設置に関する基本方針
5. 会友制度の概要
6. 山口県支部発足の目的
7. 山口県技術士会の予算(試算)について
8. Q & A
9. 会員の意向調査結果(2012.5実施)
10. 支部設置に伴う対比表

1. 概要

これまでの県技術士活動は、会員の資質向上と会員相互の交流・親睦が中心であった。日本技術士会が公益社団法人となった今、中国本部は、少しずつ技術士の社会的地位の向上、及び社会への貢献に力を入れる必要に迫られている。

また、県技術士会の目的は、表 - 1 に示すとおり、中国本部とほぼ同様に技術士の社会的地位向上及び貢献を掲げており、従来の資質向上と会員相互の親睦だけでは、会員の満足が得られないと考えられる。

技術士に対して、単にCPD機会の増大や会員相互の親睦だけを目的にするのなら、県支部と県技術士会の二重組織でもよいが、技術士の社会的地位向上(更にはそれに伴う技術士の活用促進)のためには、官公庁、地方自治体・関係機関に積極的に発言していくことが必要であり、個々の小さな組織よりも、大きな一つの組織で、かつ任意団体よりも文科省傘下の公益社団法人として、発言力を増すべきである。

【参考】「任意団体」とは、株式会社、学校法人、財団法人、社団法人、NPO法人などといった法律が定めた法人格を持たない、「任意」の集まりのこと。「権利能力なき社団」とも呼ばれる。

表-1 日本技術士会および県技術士会の活動目的

団体名	活動目的 (県技術士会ホームページより抜粋)
公益社団法人 日本技術士会	技術士さらには技術者の社会的地位の向上と広く社会への貢献を目的として、技術士のCPD(継続研鑽)に関する事務の中心的機関としての役割や官公庁・地方自治体・海外業務関係機関等を主たる対象として組織的に技術士の活用促進を図るほか、技術士法に基づく文部科学大臣の指定試験機関及び指定登録機関として国に代わって技術士試験の実施及び技術士・技術士補の登録等の業務を行う。
公益社団法人 日本技術士会 中国本部	技術士の品位の保持、資質の向上及び業務の進歩改善を図るため、技術士の研修並びに会員の指導及び連絡に関する事務等を行い、もって科学技術の向上及び国民経済の発展並びに国際交流の推進に寄与し、更には広く社会に貢献することを目的
鳥取県技術士 会	会員の資質向上および連携を図り、制度の普及と技術新興に努め、地域発展に寄与することを目的
島根県技術士 会	研究や研修による技術の向上、親睦
岡山県技術士 会	会員相互の技術交流の場を提供し、技術士業務の進歩発展を図り、もって、科学技術の向上と当地区における産業の発達に寄与することを目的
広島県技術士 センター	会員相互の技術の連携、自己啓発及び親睦を図り、技術士制度の普及や地域の文化・科学技術の発展に寄与することを目的
山口県技術士 会	技術士の資質の向上、提携および親睦をはかり、公益社団法人日本技術士会 中国本部と協力して会員の品位と実力を高め、もって技術士制度の普及並びに科学技術の振興により地域の発展に寄与することを目的

1 - 1 . 山口県技術士会の現状

**表 - 2 中国本部管内の各県技術士の登録者数と組織率
(H24.3.31現在)**

山口県技術士会 会員数は191名、正会員は90名です。

県名	登録者数	本部会員数 (技術士)	県会員数 (技術士)	組織率(%)	
				中国本部 /	県技術士会 /
鳥取県	181	34	105	19	58
島根県	374	74	265	20	71
岡山県	745	115	90	15	12
広島県	1,630	380	485	23	30
山口県	337	90	191	27	57
中国計	3,267	693	1,136	21	35

山口県内(住所又は勤務地)技術士会部門別会員数一覧表 (H24.9調査)

		日本技術士会会員		日本技術士会準会員		日本技術士会会員数計		山口県技術士会会員数
		会員数	うち山口県技術士会会員数	会員数	うち山口県技術士会会員数	会員数計	うち山口県技術士会会員数計	
1	機械	12	7	4	0	16	7	14
2	電気電子	4	1	5	0	9	1	2
3	化学	2	2	4	1	6	3	6
4	繊維	1	0	0	0	1	0	0
5	金属	4	0	0	0	4	0	0
6	建設	50	34	16	0	66	34	120
7	上下水道	3	3	3	0	6	3	9
8	衛生工学	0	0	2	0	2	0	0
9	農業	2	2	1	0	3	2	17
10	森林	1	1	0	0	1	1	4
11	水産	0	0	0	0	0	0	0
12	経営	2	2	0	0	2	2	4
13	情報	1	0	0	0	1	0	0
14	応用理学	6	3	1	0	7	3	12
15	生物	4	2	1	0	5	2	2
16	環境	1	0	2	0	3	0	2
17	原子力・放射線	1	0	0	0	1	0	0
	名誉	2	1			2	1	1
	合計	96	58	39	1	135	59	193

1 - 2 . 県支部設置に関する山口県技術士幹事会の意見

- (1) 山口県技術士会幹事会において県支部設置に関する意見交換をしたところ、 現在の県技術士会を存続させ、支部を設立しない案、 支部を設立し、県技術士会との二重組織の案、 二重組織の存在は相手に対して誤解を与える等不適切であり一本化が望ましいとの案、 が出された。
- (2) 他県でも、二重組織は独立した組織として運営が複雑で、役員や事務局の負担が大きいとの問題が指摘された。
- (3) そこで、県支部を設立する場合は、一本化が望ましいという意見に集約され、問題点を洗い出し、解決の見通しが立った時点で支部への移行を検討することとなった。

2. 県支部設置に関するこれまでの経緯と今後のフロー

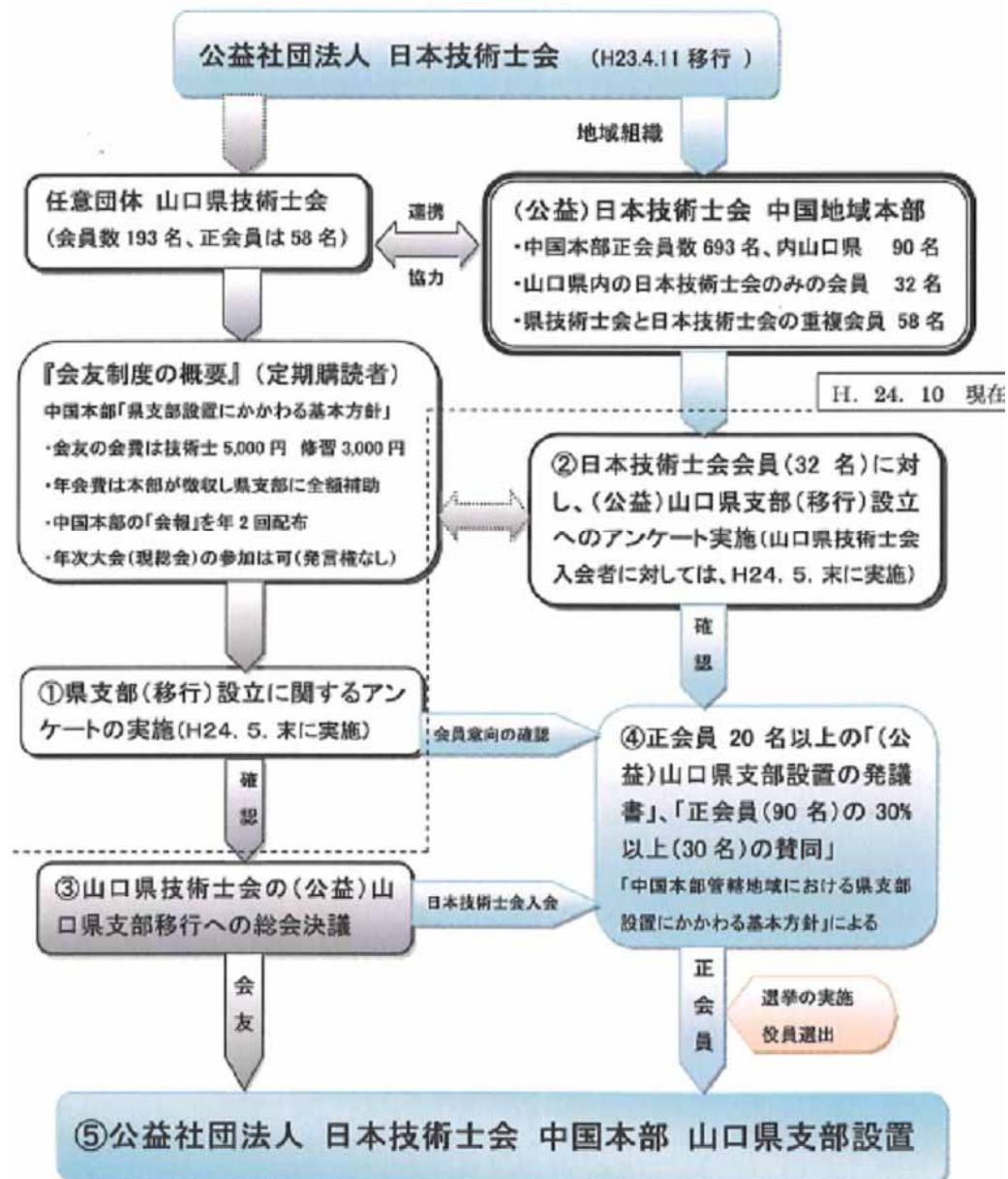
- (1) 日本技術士会は、新定款5条に規定された「支部(地域本部)その他の地域組織」設置に関わる検討を深め、2010年11月の理事会において、全国的な県等単位の地域組織(県支部)設置の必要性が確認され、その後「地域組織の設置運営に関する規則」(以下、「地域組織規則」)が制定された。
- (2) その地域組織規則により地域本部(それまでの中国支部は2011年7月に中国本部に名称変更)管轄地域においては、地域別の県支部設置の有無や設置する際の審査方法など各地域本部役員会が方針を定めることとされた。

(3) それを受けて、中国支部(当時)は山口県技術士会総会(2011年6月4日開催)において、近藤支部長、乗安企画・総務委員長(当時)が「地域組織規則」の説明を行った。

また、山口県技術士会は、2011年7月から幹事会(5回)で議論を重ね、中国本部管轄各県技術士会の意見も踏まえ、会員の意向調査として2012年5月にアンケート調査を行った。

以下に、その経緯と今後の予定をフローで示す。

『公益社団法人 山口県支部設置』に関するフローチャート



3. 公益社団法人のメリット

- (1) 公益認定を受けた法人は「公益社団法人」という名称を独占的に使用することとなり、公益認定を受けていない法人と明確に区別される。
- (2) 社会的信用を背景に公益活動や広報活動がし易くなり、寄附等の社会的支援も受けやすくなると言われている。
- (3) 「技術士の社会的地位の向上」及び「社会への貢献」等の活動を本格的に行う場合、公的機関との協議・交渉の場が増えると予想され、任意団体である現在の山口県技術士会の立場で協議・交渉に臨むより、社会的信用による優位性は高い。

4 . 中国本部(中国)の県支部設置に関する基本方針

中国本部では、数回の役員会で議論を重ね各県の状況も考慮して、2012年5月26日の役員会で別紙の基本方針を決定し、同日の中国本部総会に報告した。

2012年5月26日

中国本部管轄地域における県支部設置に関わる基本方針
日本技術士会中国本部

4 - 1 . 地域組織(県支部)設置の必要性

- (1) 技術士法により事業を全国的に実施することが求められており、関東甲信地域も含め全国各地において積極的な事業展開を図る必要がある。
- (2) 技術士及び本会の知名度向上が課題であり、統括本部及び地域本部事務局所在地のみならず全国各地の身近な所での多様な技術的支援・社会貢献活動などを通して地方自治体・教育機関に対して技術士及び本会の存在意義を示していくことが肝要である。

- (3) また、会員拡大も長年の課題であり、それには全国各地に所在する会員の活性化並びに未入会技術士への啓発のため、それぞれの身近な地域でのCPD活動などにより、本会の魅力を幅広くアピールすることが重要である。**

以上のような観点から地域的な会員活動を活性化していくためには、それぞれの地域特性に合わせた活動を可能とする拠点となる県単位等の地域組織「県支部」の設置が必要である。

4 - 2 . 中国本部における県支部の設置についての基本方針

中国本部としても、上記「地域組織の設置の必要性」を踏まえ、中国本部管轄地域における会員活動の活性化を図る観点からは、地域組織(県支部)の設置は有効であるとの基本的認識に立ち、各県において準備できたところから県支部を設立することとする。

(1) 中国本部管轄地域の各県においては、本会会員と未入会技術士により構成された任意団体としての県技術士会等により技術士活動が進められて来ており、それぞれ固有の歴史的背景を有している。これまで本会の地域組織の最前線は地域(中国)本部であり、本会活動組織として県単位の組織が無かったため、自主的に任意団体を構築して県レベルでの技術士活動を実施されてきたものと理解している。

(2) 従って、本会の地域組織規則が制定され、地域組織の最前線として県支部が位置づけられたが、各地域における本会の内部組織としての県支部の設置については、それぞれの県の個別事情や当該県の会員の方々の考えを十分に勘案した上で、具体的な検討を進めなければならないと考えている。

(3) また、県支部設置についての検討に当たって、県という単一の行政単位の中で、本会会員と未入会技術士により構成される任意団体としての「県技術士会等」と、本会会員のみで構成される本会内部組織としての「県支部」が組織的に並存することによる県内技術士活動の二重化は、当該地域社会や会員からも分かり難いものになることが明白であるので、中国本部として避けなければならないと考えている。

(4) 従って、当該県の県技術士会等や当該県に所属する本会会員の方から、県支部設置に対する期待や要望が高まった時点において、県支部設置の具体的な検討を行うこととする。

(5) 上記検討は、個別の県単位に限定した検討とし、各県一斉で検討を行う必要はないと考えている。

4 - 3 . 県支部設置までの審査手続等

中国本部管轄地域における県支部設置までの審査等は、以下の手続によることとする。

(1)当該県の県技術士会等や、当該県に所属する本会会員からの要望(岡山県の場合は役員会議の決定)に基づき、当該県に県支部設置を行うことを、まず中国本部役員会において決定する。

(2)その後、当該県の正会員20名以上による県支部設置に向けた発議書が役員会に提出され、その内容を役員会において確認する。

(3) 確認の結果、適正である場合は、当該県所属の正会員の方にも賛同の確認を行う。

(4) 当該県支部の設置について、当該県所属の正会員の30%以上の賛同を確認した後、中国本部役員会は、統括本部総務委員会に対し、当該県支部設置審査についての要請を行う。(岡山県の場合は2012年9月)

(5) 統括本部総務委員会が当該県支部設置審査の確認を行い、適正である場合は、理事会に当該県支部設置を付議し、理事会の審議決定により当該県支部が設置される。

(岡山県の場合は2012年11月)

4 - 4 . 県支部が設置された場合の会員活動

(1)本会の県支部が設置され、県技術士会等が解散し、当該県における主たる技術士活動が県支部に一本化された場合、その活動は本会会員のみにより運営されることとなる。従ってこれまで県技術士会等に参画されていた、本会に未入会の技術士の方は、本会へ入会し会員として活動して戴く必要がある。

(2)しかしながら、何らかの事情により本会に入会されない技術士の方には、「会誌購読者制度(会友制度)」により本会の活動に関わる情報を入手して頂ける仕組みが、統括本部総務委員会の場で検討され導入されることとなった。具体的には、中国本部会誌及び県支部会誌の定期購読や、中国本部及び県支部からの豊富なCPD 行事の案内メールなどの情報を得て戴くなど特典を検討している。

4 - 5 . 県支部が設置された場合の統括本部からの活動支援

(1) 県支部におけるCPD活動活性化のため、「講演会、見学会開催補助費」が、会員数に応じた金額(100名以下の県は一律200千円/年)により支援される。ただし、中国本部事務局のある広島県については、県支部が設置された場合においても当該県において中国本部におけるCPD活動が活発に実施されていることから、当該支援は対象外とされることになる。

(2) 県支部の運営に当たって、統括本部により構築・運営している各種情報システムが活用可能になる。(例:HPや月刊技術士による広報の一体化、同報メールシステムによる個別広報が可能、統括本部会員統合システムによる会員名簿等会員情報の管理事務の軽減など)

4 - 6 . 県支部が設置された場合の中国本部からの活動支援

(1) 県支部における会員活動活性化のため、統括本部から中国本部への活動支援費の内一部を、会員数に応じて県支部に配分することを検討したいと考えている。

(2) 県支部においても、WEB 会議等の活用により、統括本部が主催するCPD 講座や中国本部が主催する部会等CPD 事業の中継などを検討していきたいと考えている。

(3) 中国本部「会友制度」による各県支部からの会友に対する情報提供等に関わる費用は、中国本部から県支部に還付したいと考えている。

5. 会友制度の概要

5 - 1. 北海道本部の「会友」制度

- (1) 北海道本部では、平成18年度までは北海道支部のほかに「**北海道技術士センター**」が組織されていて、支部会員以外の技術士を集め、支部会員と共に活動を続けていた。
- (2) 平成19年度からは、センターを発展的に解散し、支部に統合し、これまでのセンター会員については、日本技術士会北海道支部の趣旨に賛同し、**北海道本部の会誌を年間購読**する人として北海道支部独自に「**協賛会員**」と位置づけ、支部会員と共に活動を行ってきた。
- (3) しかし、昨年7月の公益社団法人化に伴い定款も新たなものとなり、会員は正会員、準会員、賛助会員のみの規定で、協賛会員の名称使用が出来なくなった。
- (4) そこで、北海道本部はこれまでの協賛会員を新たに「**会友**」と称し、**準会員並みに扱い、会員と一緒に活動し、活動を体験・理解してもらい、会員へのステップアップを支援し、入会をし易くしている。**

表-3 北海道本部 会員・会友数 (平成24年2月1日現在)

正会員(技術士)	準会員(修習)	会友 (技術士)	会友(修習)	全技術士数
906名	177名	826名	225名	2,781名

注) 正会員の組織率 = $906 / 2781 = 32.6\%$

正会員 + 会友 = $(906 + 826) / 2781 = 62.3\%$

会費が安い「会友」へ流れるのではないかと懸念されるところであるが、近年の傾向としては、会員の増加、「会友」の減少という状況で、その結果、会員の組織率が全国平均の19%(中国本部:21%)を大幅に上回る32.6%、会友まで含めると62.3%にも達している。

5 - 2 . 「会友」制度に対する統括本部(総務委員会)の見解(1)

- (1) 北海道本部の「会友」制度は、北海道技術士センターの解散に当たり、本会会員にならない**センター会員をつなぎ止める手段**として、従来のセンター会委員と同様な権利を認めるように設計され、**円滑な移行**が行われた。
- (2) 「会友制度」は、2012 年度中の制定を目指して統括本部総務委員会で検討中です。従って、現在決定事項ではありませんが、これまでの検討結果から、現段階での概要は以下のとおりです。
- (3) [「地域組織運営詳細規則」における「会友」の検討状況]
現在総務委員会では、「地域組織の運営についての詳細に関する規則の検討」(以下、「地域組織運営詳細規則」)、“第6章会誌購読制度(会友制度)”(以下、会友制度)で次のように規定しています。

5 - 2 . 「会友」制度に対する統括本部(総務委員会)の見解(2)

- (4) **資料 - 2 . 1 ~ 2 . 2 に示すとおり、会友に対する 会誌の定期購読、 地域組織の活動への情報提供、 行事参加による会員との交流、 行事参加費の低減、 地域組織の年次大会への傍聴 が明確に規定された。(今後も改善の可能性あり)**
- (5) **従って、今後、「会友」制度に関する県技術士会からの要望を組み入れ、できるだけメリットがあるように統括本部に働きかける必要がある。**
- (6) **なお、(2)の委員会や研究会のメンバーとなることについては、委員会についてはメンバーになれないが、研究会については、「正会員又は準会員以外の学識経験者等の専門家を構成員とすることができるが、全体の構成員数の30%を超えてはならない。」規定が入れられ、運用の際に会友を専門家とみなせば実質的には参加可能になった。**

資料-2.1 地域組織の運営についての詳細事項に関する規則(案)(抜粋)

平成24年2月28日総務委員会

第6章 会誌購読制度(会友制度)

(会誌購読)

第21条 地域組織は、地域組織が発行する会誌の年間購読を希望する者(以下、「会友」という)に対して会誌の有償頒布を行うことができる。

2 会誌の年間購読料は、会誌の年間制作費、郵送料の他、地域組織において個別規定において決定することができる。

(特典)

第22条 地域組織は、会友に対し地域組織が主催する行事やその他活動に関する情報を提供し、行事の参加費については、会員と未入会者との間の価格とすることができる。また、地域組織の年次大会へは、傍聴者として出席することができるが、発言は出来ない。

資料-2.2 地域組織の運営についての詳細事項に関する規則(案)(抜粋)

平成24年2月28日総務委員会

第1部 総則 (地域本部及び全ての支部への共通適用)

第1章 研究会の設置運営

(登録申請)

第2条 地域組織において研究会の登録を希望する正会員又は準会員は、名称、代表者名、構成員、活動目的、活動内容等を別記1による申請書に明確に記載し、当該地域組織役員会又は研究会の登録を管轄する委員会に申請するものとする。

(構成員)

第3条 研究会の構成員は常に5名以上でなければならない。

- 2 代表者は正会員でなければならない。
- 3 必要に応じて、正会員又は準会員以外の学識経験者等の専門家を構成員とすることができるが、全体の構成員数の30%を超えてはならない。

5 - 3 . 「会友」制度による県支部と県技術士会の一体化(案) 1

- (1) 「会友」制度を中国本部にも適用すれば、北海道本部と同様に、現在の県技術士会の活動は大きく損なわれることなく、県技術士会から県支部への円滑な移行を図ることができる。
- (2) 「地域本部で発行する会報の定期購読者制度についての検討(平成23年10月24日:事務局総務部)」では、「年間購読料は地域本部一般会計において、「資料頒布収入」として扱う」となっており、一旦、**中国本部が会友から年間購読料を徴収し、それを全額、県支部の活動費として補助すれば、県支部の収入も現状を大きく下回ることはなく、かつ県支部事務局の会費徴収の労力軽減が図られる。**

5 - 3 . 「会友」制度による県支部と県技術士会の一体化(案) 2

- (3) 「**地域組織の運営についての詳細事項に関する規則(案)**」の第21条2に示すとおり、**「会誌の年間購読料は、会誌の年間の制作費、郵送料の他、地域組織の活動に関する情報提供の事務費など諸経費に相当する範囲で、地域組織において個別規定において決定することができる。」**となっており、運用実績のある北海道本部に合わせ、現在の鳥取県と岡山県の技術士会の会費と同額で中国5県のほぼ平均値となる、**技術士: 5,000円、修習技術者: 3,000円**で考える。
- (4) 北海道本部では年3回の会誌を発行している。中国本部は年2回の発行であるが、現在、県技術士会が年1回発行している県独自の会報を、今後も発行するならば、合わせて3回となり、北海道本部と同様なサービスとなる。

5 - 3 . 「会友」制度による県支部と県技術士会の一体化(案) 3

- (5) 現在の県技術士会の会員の中には、特に仕事が忙しい若手技術士においては、会員相互の技術交流や情報交換、CPD受講ができればよいと考えている人も少なくないと思われ、この会員については**会友(定期購読者)として県支部を間接的に支援して頂きたい。**
- (6) 一方、技術士の社会的地位の向上及び社会への貢献等の活動を皆のために県支部の役員・委員になってボランティアで本格的に活動しようと意欲のある人が本会の会員でない場合は、2万円の会費を払っていただき、入会して頂けると確信する。

5 - 3 . 「会友」制度による県支部と県技術士会の一体化(案) 4

- (7) 県技術士会から県支部への移行が実現すれば、新合格者に対する入会勧誘でも、**先ずは日本技術士会の勧誘を行い、どうしても入会してもらえなければ最低でも会友(定期購読者)になってもらう**といった二段構えの勧誘方法となり、合わせて100%の入会率を目指すことが可能となる。(県支部と県技術士会との間での会員の取り合いを回避できる。)
- (8) 県支部に移行した場合、現在、**日本技術士会と県技術士会の会費を二重に支払っている日本技術士会会員は当然、会友(定期購読者)の会費は免除**する必要がある。
- (9) 以上を基に、県支部の会員・会友(定期購読者)と非会員の比較を表-4に、県技術士会と県支部の両立案と一本化案の比較を表-5示す。

表-4 県支部設置時の会員・会友(定期購読者)・非会員の比較 (1)

会員種別	正会員 (技術士)	準会員 (修習)	会友 (技術士)	会友 (修習)	非会員
年会費	20,000円	9,600円	5,000円	3,000円	-
会費の徴収	日本技術士会		中国本部が徴収し、 全額県支部に再配分		-
名刺の本会表示			×		×
年次大会参加			議決権なし		×
役員(立候補)		×	×		×
役員(選挙権)		×	×		×
委員就任		(委員補佐)	×		×
部会幹事就任	部会長(正)		×		×
研究会参加	代表(正)		構成員の30%まで		×
CPD案内メール					×
CPD参加費	500円～		1,000円～		2,000円～

表-4 県支部設置時の会員・会友(定期購読者)・非会員の比較 (2)

会員種別	正会員 (技術士)	準会員 (修習)	会友 (技術士)	会友 (修習)	非会員
CPD登録手数料	無料	-	5,000円 / 年	-	5,000円 / 年
CPD確認書発行	1,000円 / 回	-	5,000円 / 回	-	5,000円 / 回
CPD記録シート添付	500円 / 回	-	2,000円 / 回	-	2,000円 / 回
CPD認定会員申請	3,000円 / 回	-	10,000円 / 回	-	10,000円 / 回
CPD認定会員証明	5,000円 / 回	-	5,000円 / 回	-	5,000円 / 回
月刊技術士(購読)			×		×
月刊技術士(投稿)			×		×
中国本部会報(購読)					×
中国本部会報(投稿)					×
HPへのアクセス	会員専用アクセス可		会員専用アクセス可		×
業務の斡旋			×		×

表-5 県技術士会と県支部の両立案と一本化案の比較(1)

評価項目	県技術士会と県支部の両立	県支部への一本化
本会と県技術士会の活動方針	本会と県技術士会が連携して活動する必要があり、場合によってはベクトルが一致しないことも懸念される。	中国本部全体で、会員864名、会友804名が同じ目的・目標に向かって活動することができる。
会員勧誘活動	県技術士会と県支部が競合し、会員の取り合いになり、これまでの良好な関係が維持できなくなる可能性がある。	まずは日本技術士会の入会を勧め、どうしても難しい場合は会友(定期購読者)を勧めるといった二段階の勧誘となり、会友も含めた全体の組織率向上が期待される。
役員	× 一人で二つの組織の役員を兼ねる場合があり、本人の負担が大きい上に、背反する立場が求められる可能性がある。	一つの組織の役員であればよく、本人の負担が軽減される。
事務局	× 二つの事務局を運営する必要があり、効率的でない。	一つの事務局を運営すればよい。また、一部の事務については中国本部事務局が代行することも可能であり、事務作業の軽減化を図ることができる。
日本技術士会会員	× 日本技術士会の会費と県技術士会の会費の二重払いとなる。	県技術士会の会費を支払う必要がなくなる。
県技術士会会員	二つの組織が両立した場合、社会からは、任意団体である県技術士会より、公益社団法人の県支部の方を優位に評価される可能性がある。	これまでの会員から会友(定期購読者)という名称となること、あるいは役員・委員になれない等の制約に対して、若干の抵抗が予想される。
役所等の関係機関への対応窓口	× 第三者から見ると、二つの組織の存在は分かりにくい。	窓口が一つで分かりやすい。

表-5 県技術士会と県支部の両立案と一本化案の比較(2)

評価項目	県技術士会と県支部の両立	県支部への一本化
CPD機会	県技術士会会員に対して、他県のCPD行事までは案内はされず、CPD機会はあまり増加しない。	中国5県や統括本部(WEB会議)で開催される全てのCPD行事が全ての会員・会友に対してメールで案内され、CPD機会は飛躍的に増加する。
CPDプログラムの認定	× 県技術士会主催のCPD行事は、他団体から認定されない場合がある。	県支部主催のCPD行事は、本会ばかりか他団体からも認定される。
会員相互の交流・親睦	県技術士会と県支部との交流機会が限定される。	会員・会友が一堂に会して、交流の輪が広がる。
会員への情報提供	県間で提供する情報内容に多少差がでる可能性がある。	中国本部の会報を配布することにより、各県の会員・会友への情報内容の均一化が図られる。
社会貢献活動	県技術士会の活動については、任意団体のため発信力が弱く、県内に限定した活動となる。	公益社団法人の名称を活用して、日本技術士会の方針の下、全国レベルの活動に展開することができる。
委員会・部会活動	県技術士会単独では、同一部門の人数が少なく、部会活動は難しい。	会友は委員会・部会が主催する講演会等には参加できるが、委員・部会幹事となって主体的な活動はできない。
研究会活動	現状における県技術士会の研究会活動は活発である。	会友も研究会に参加できるが、代表になれない、参加人数は30%以下等の制約を受ける。

6 . 山口県支部発足の目的

- (1) 法人化によって社会的信用を得て、技術士活動の場を拡大する。
- (2) CPD行事に関して本部との連携(将来はWeb会議等設備整備を検討)により、地方会員の参加が容易となるよう環境を整える。
- (3) 支部規則、幹事選出規則他を地域本部と協議して整備し、外部から組織統治の評価を得る。

7. 山口県技術士会の予算(試算)について(1) 総会・例会等の徴収会費(参加費、懇親会費)を除く

区 分	会 員	準 会 員	合 計
山口県技術士会の会費	6,000円	3,000円	
山口県技術士会の会員 (うち日本技術士会の会員)	191 (58)	6 (0)	197 (58)
日本技術士会の会員	90	39	129
会友(会報の定期購読者)	133	6	139
山口県支部の会員+会友	223	45	268

賛助会員:0社

(現在の山口県技術士会の収入)

会費収入=191×6,000+6×3,000= 1,164,000円

(県支部として一体化した場合の収入)

会友(定期購読者)の会費:5,000円(技術士)、3,000円(修習)

会友(定期購読者)の会費収入=(191-58)×5,000+(6-0)×3,000=683,000円

講演会等補助=200,000円(正会員99名以下)

中国本部補助(会員:1,000円/人、準会員:500円)=133×1,000+6×500=136,000円

合計=683,000+200,000+136,000= 1,019,000円

7. 山口県技術士会の予算(試算)について(2)

山口県支部の会友を含めた会員数は、山口県技術会の197名から268名と約1.4倍に増加する。
現在より収入が145,000円減るが、中国本部並みに講演会の参加費(例えば、会員500円、会友(定期購読者)1,000円、非会員2,000円)を徴収すれば運営は可能と思われる。

8. Q & A

(1) Q: 財源はどうか。

A; 4 - 5 . 統括本部の支援、4 - 6 . 中国本部の支援の他に以下の自主的財源を確保する。

[県支部における自主的財源]

(1) 県支部におけるCPD 事業実施に伴う参加費を徴収することで、CPD 事業の財源に充てることができる。

(2) 県支部における各種団体・企業からの協賛金は、県技術士会の時と同様に、県支部の財源になる。ただし、中国本部内は「地域組織規則」により統一したルールで実施することになる。(山口県は現在なし)

(3) 県支部においては、本会の公益性の確保の観点から、地域特性を考慮した魅力ある事業展開をとおり、会員拡大(組織率の向上)が図られた場合、その増分は、自主的財源の増加に繋がる。

8 . Q & A

(2) Q : 事務局はどうか。

A ; 事務局経費の補助がないため、固定せず支部
長事務所その他に仮置きする。

[事務の効率化：中国本部との連携]

県支部事務局について、現状では日本技術士会からの補助がない。今後、県支部移行に伴い、会友への会報送付や会員・会友への情報提供など中国本部事務局で対応可能なものは一括対応するなど、事務の効率化について検討する。

8 . Q & A

(3) Q : 支部規則・役員はどうか。

A ; 任期2年の支部役員を選挙で選ぶ。

[規則の制定および役員を選出]

(1) 支部規則は、中国本部で決定後各県に共通で適用される見込みである。

(2) 支部役員選挙は統括本部が主管となり、中国本部の規則に沿って各県支部が実施する予定である。(詳細は判明次第、規則・役員選出方法他を含めて別途説明する)

8. Q & A

(4) Q: 支部設置のスケジュールはどうか。

A: 2. で述べたフローを基本とし、中国本部役員会に、山口県技術士会 の支部移行決議と日本技術士会 会員の意向調査結果を提出し、支部設置の承認を得る。

[各県の要望で実行]

山口県技術士会で支部設置の決議後、山口県内の日本技術士会会員20名以上による発議書と同意確認書(会員の30%以上)を中国本部に提出し支部設置の了承を得て、統括本部(東京)の理事会で承認後、幹事選挙となる。

(この間が約半年と想定される。詳細は判明次第、別途説明する。他に、山口県技術士会の解散および財産処分決議を行う)

9. 会員の意向調査結果(2012.5.調査)(1)

(1) 日本技術士会会員の回答(35名)－回答率60%(35 / 58)

2A. 山口県技術士会を山口県支部として発展解消することについて

賛成 29名(83%)

反対 0名

その他 6名(17%)

2B. 山口県支部が設立された場合、あなたは県支部の所属となります。その場合、幹事として参加してもらえますか

参加 15名(43%)

不参加 20名(57%:内、1名は会友になる)

9. 会員の意向調査結果(2)

(2) 非会員の回答(40名)－回答率30%(40 / 135)

3A. 山口県技術士会を山口県支部として発展解消することについてどう思われますか

賛成	22名(55%)
反対	7名(18%)
その他	11名(27%)

3B. 山口県支部が設立した場合、どうされますか

入会して	9名(23%)
会員になる	
会友になる	29名(72%)
不参加	2名(5%)

(3) 会員の主な意見からの課題

支部に移行する理由を会員に説明する。

(6. の設置目的を参照のこと)

支部活動(CPD行事等)が現状より増えるような運用を行う。

中国本部との連携により会員に信頼される組織とする。

事務局の負担軽減を図る。

10. 支部設置に伴う対比表(1)

項 目		山口県技術士会の規約		県支部設置後の規約	
		山口県技術士会会員		地域本部・県支部の会員	会友(定期購読者)
		日本技術士会正会員(技術士)	日本技術士会非会員(技術士)	日本技術士会正会員(技術士)	日本技術士会非会員(技術士)
1. 年会費	1. 金額	20,000円		20,000円	5,000円
	納入先	日本技術士会		日本技術士会	中国本部が徴収し県支部に全額補助
	2. 金額	6,000円	6,000円		
	納入先	山口県技術士会			
2. 会議	総会				
	支部年次大会				(発言権なし)
3. 役員	県技術士会の役員(16名)				
	県支部の役員(20名)		×		×
4. CPD行事	案内メール				
	参加費			500円~	1,000円~
5. 月刊技術士	購読		×		×
	投稿		×		×

10. 支部設置に伴う対比表(2)

6. 地域組織 会報(山口県会報 を含む)	購読				
	投稿				
7. 事務局	県技術士会の事務局				
	地域本部・県支部の事務局		×		×
8. 予算 (平成24年3月 試算)	県技術士会の予算	1,065,000円			
	地域本部・県支部の予算			960,500円	

- 上記比較表から、主な変更点と変更のない点を挙げると次のとおりである。
 1. 年会費の負担は、日本技術士会会員が6,000円の減、非会員が1,000円の減となる。
 2. 会議は総会から年次大会となり、非会員(会友)の出席を認めるが発言権はない。
 3. 役員は会員のみとなり、非会員(会友)の参加をCPD行事に限定する。
 4. 「月刊技術士」、「地域組織会報(山口県会報を含む)」は、現状との変更なし。
 5. 事務局と予算は、現状とほぼ同様であり変更なし。
 6. 現状との差異で考えられるデメリットは、事務・会計処理の手間が増大することである。(この点は、中国本部事務局に協力を仰ぐこととする)

以 上